

自衛隊の国民保護等派遣に関する訓令（平成17年防衛庁訓令第74号。以下「訓令」という。）第12条の規定に基づき、自衛隊の国民保護等派遣に関する達を次のように定める。

平成18年3月27日

統合幕僚長 陸将 先崎 一

自衛隊の国民保護等派遣に関する達

改正	平成18年7月31日	自衛隊統合達第28号
	平成19年1月5日	自衛隊統合達第1号
	平成19年8月31日	自衛隊統合達第11号
	令和元年6月24日	自衛隊統合達第3号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 連携要領の作成及び見直し（第3条）
- 第3章 部隊等の派遣に係る要請等の処置（第4条―第6条）
- 第4章 報告（第7条・第8条）
- 第5章 雑則（第9条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、自衛隊の国民保護等派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 総監等 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、定められた防衛省国民保護計画別紙2に規定する部隊等の長（武力攻撃事態等及び緊急対処事態において編成された統合任務部隊の長を除く。）をいう。

分類番号：J-J0-J02

保存期間：30年

- (2) 関係機関 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第5号に規定する指定地方行政機関（地方防衛局を除く。）、同条第6号に規定する指定公共機関及び国民保護法第2条第2項に規定する指定地方公共機関並びに地方公共団体をいう。

第2章 連携要領の作成及び見直し

（国民保護措置等の実施に係る連携要領の作成及び見直し）

第3条 総監等は、あらかじめ、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において連絡調整を担当する関係機関との連携要領を作成するものとする。

2 連携要領の様式は、別紙様式第1を基準とする。

3 陸上自衛隊及び航空自衛隊にあっては防衛大臣直轄の部隊等の長は、海上自衛隊にあっては地方総監は、必要に応じ、隷下の部隊等の長に対して、別紙様式第1に準じて連携要領を作成させることができるものとする。

4 第1項又は前項に基づいて連携要領を作成した部隊等の長は、必要に応じ、連携要領を見直すものとする。

第3章 部隊等の派遣に係る要請等の処置

（国民保護等派遣の要請を受理した際の処置）

第4条 総監等は、都道府県知事から国民保護法第15条第1項の規定による部隊等の派遣の要請を受理した場合には、文書により、指揮系統を通じ、統合幕僚長を介して進達するものとする。ただし、特に緊急を要する場合には、口頭又は電話その他の手段によることができる。その際、事後速やかに当該都道府県知事からの派遣要請に係る文書とともに、文書により進達するものとする。

2 前項の進達の様式については、別紙様式第2のとおりとする。

3 第1項に規定する要請を受理した総監等は、その旨を当該都道府県を担当する他自衛隊の総監等に通報するものとする。

4 方面総監、地方総監又は航空方面隊司令官若しくは航空混成団司令が、市町村長からの国民保護法第20条第2項の規定による都道府県知事に対する部隊等の派遣の求めができない旨及び当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため、必要があると認める事項についての連絡を受理した場合は、指揮系統を通じ統合幕僚長を介して進達するものとする。

（都道府県国民保護対策本部の会議への隊員の出席の求めを受理した際の処置）

第5条 総監等は、都道府県国民保護対策本部長から国民保護法第28条第7項の規定による都道府県国民保護対策本部の会議への隊員の出席の求めを受理した場合には、文書により、指揮系統を通じて、統合幕僚長を介して進達するものとする。ただし、特に緊急を要する場合には、口頭又は電話その他の手段によることができる。その際、事後速やかに文書により進達するものとする。

2 前項の進達の様式については、別紙様式第3のとおりとする。

（都道府県知事から撤収の求めを受理した際の処置）

第6条 国民保護等派遣の要請を受理した者及び派遣部隊等の長が都道府県知事から

派遣部隊等の撤収の求めを受理した際の処置については、第4条第1項から第3項までの規定を準用する。

2 撤収に当たっては、関係機関と緊密に調整するものとする。

第4章 報告

(国民保護等派遣中の報告)

第7条 派遣部隊等の長が訓令第9条に規定する報告を行う場合においては、指揮系統を通じ、統合幕僚長を介して行うものとする。

(撤収後の報告)

第8条 訓令第10条に規定する報告は、統合幕僚長を介して行うものとする。

第5章 雑則

(委任規定)

第9条 防衛大臣直轄の部隊等の長は、この達の実施に関し、必要な事項を定めることができる。

附 則

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成18年7月31日自衛隊統合達第28号)

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日自衛隊統合達第1号)

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成19年8月31日自衛隊統合達第11号)

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月24日自衛隊統合達第3号)

この達は、令和元年7月1日から施行する。

別紙様式第1（第3条関係）

〇〇国民保護連携要領（〇〇は部隊等名）

1 平素における連携体制

(1) 担当区域内における都道府県及び市町村協議会委員

記入例

区域名	都道府県及び市町村協議会委員に任命された隊員
〇〇県	
△△市	

(2) 関係機関の担当部局と連携事項

ア 担当する区域内に所在する関係機関の担当部局

記入例

関係機関名	担当部局名	所在地	電話番号
〇〇県	〇〇部〇〇課	〇〇県△△市〇〇	〇〇〇－ 〇〇〇〇
〇〇県警本部	〇〇部〇〇課	〇〇県△△市〇〇	〇〇〇－ 〇〇〇〇
〇〇鉄道	〇〇部〇〇課	〇〇県△△市〇〇	〇〇〇－ 〇〇〇〇
	・ ・		

イ 担当区域における地方公共団体との連携事項

記入例

区域名	連携すべき事項
〇〇県	例：国民保護計画の作成・見直しに係る協力 国民保護訓練に関する協力 避難実施要領のパターン作成の協力
〇〇県	・ ・ ・

(3) 他自衛隊の部隊等の担当部局と連携事項

ア 担当する区域内に所在する他自衛隊の部隊等の担当部局

記入例

区域名	担当部隊	所在地	電話番号
〇〇県	〇自 部隊名	〇〇県△△市〇〇	〇〇〇－〇

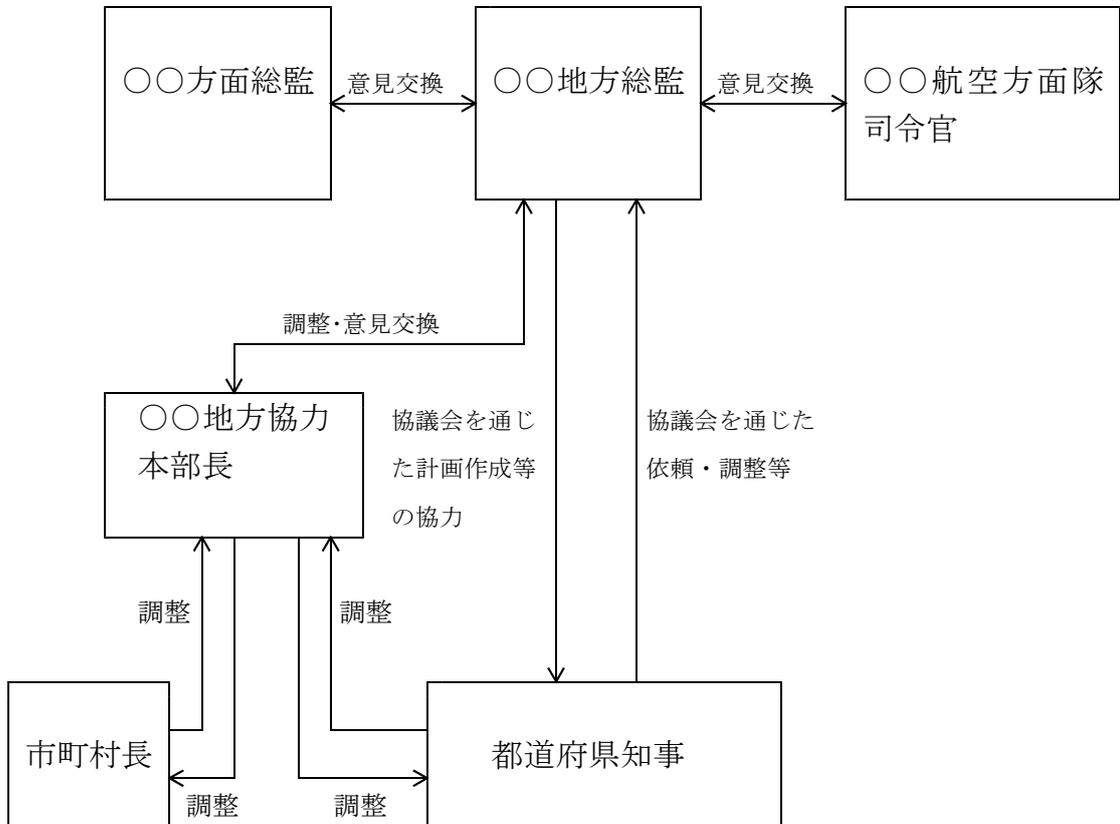
		(担当部局)		〇〇〇
	△自	部隊名 (担当部局)	〇〇県△△市〇〇	〇〇〇－〇 〇〇〇
		・ ・		

イ 担当区域を同一とする他自衛隊の部隊等との連携事項
記入例

区域名	担当部隊等の長		連携事項
〇〇県	〇自	〇〇〇〇長	例：〇〇地区国民保護幕僚懇談会の設置 計画作成・見直しに関する事前調整
	△自	〇〇〇〇長	
		・ ・	

(4) 業務の流れ

記入例（自隊を中心に記述）



2 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における連携体制

(1) 担当区域内における連絡調整部署

記入例

区域名	連絡調整担当部隊	連絡調整担当部署
〇〇県		
△△市		

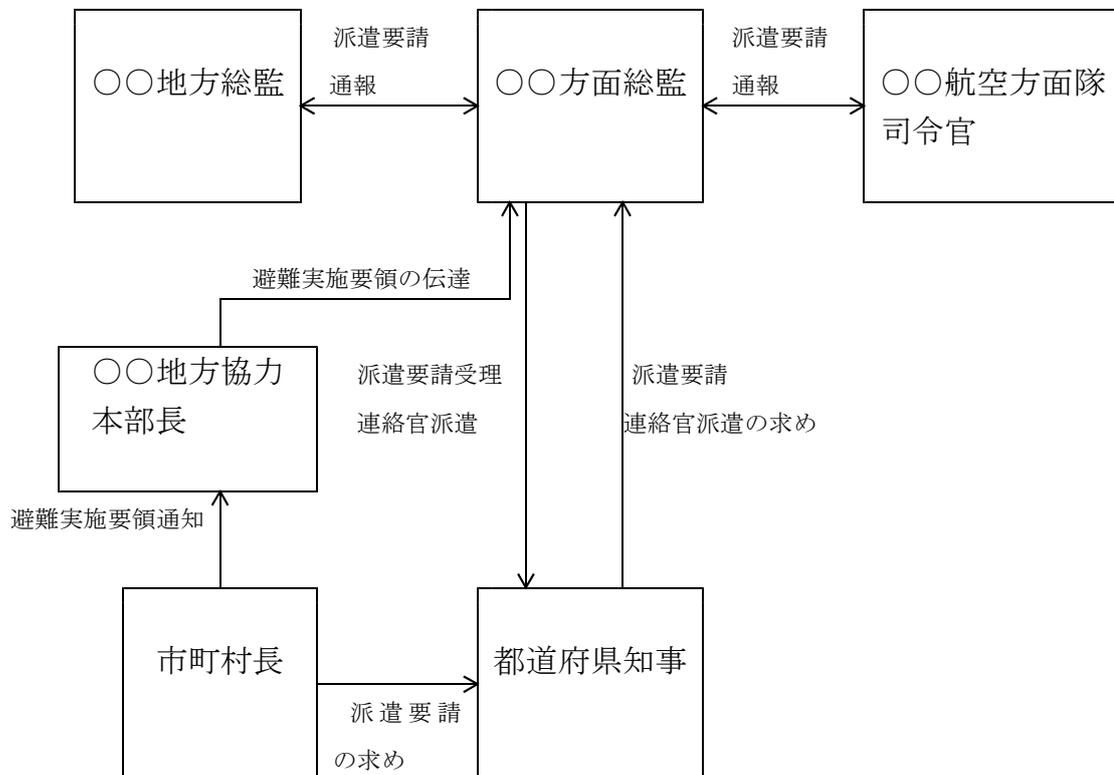
(2) 他自衛隊の部隊等との連携事項

記入例

区域名	担当部隊等の長		連携事項
〇〇県	〇自	〇〇〇〇長	例：事態生起時の通信連絡手段は、 ・・・を使用 派遣要請受理窓口は、〇〇隊とする。
	〇自	〇〇〇〇長	

(3) 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する連絡調整の業務の流れ

記入例（自隊を中心に記述）



別紙様式第2（第4条関係）

〇〇〇第〇〇号
発簡年月日

統合幕僚長 殿

〇〇〇〇〇

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する
法律（平成16年法律第112号）第15条の規定によ
る、部隊等の派遣の要請について（進達）

標記について、別添のとおり、〇〇県知事から要請があったので進達
する。

添付書類：（都道府県知事からの要請文書）

別紙様式第3（第5条関係）

〇〇〇第〇〇号
発 簡 年 月 日

統合幕僚長 殿

〇〇〇〇〇

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する
法律（平成16年法律第112号）第28条第7項の規定
による、都道府県国民保護対策本部の会議への隊員の出席
の求めについて（進達）

標記について、〇〇県国民保護対策本部長から、〇〇県国民保護対策
本部への隊員の出席の求めがあったので進達する。

添付書類：（都道府県対策本部長からの出席を求める文書）